

平成27年12月4日
内閣府（防災担当）

「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律の施行
期日を定める政令」及び「活動火山対策特別措置法施行令
及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令」
の閣議決定について

本日、「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律の施行期日
を定める政令」及び「活動火山対策特別措置法施行令及び内閣府本
府組織令の一部を改正する政令」が閣議決定されましたので、お知
らせいたします。

上記政令は、今年7月8日に公布された「活動火山対策特別措置
法の一部を改正する法律」の施行日を平成27年12月10日とす
るとともに、同法の規定により新たに指定される火山災害警戒地域
において、避難確保計画の作成等の義務付け対象となり得る施設（避
難促進施設）を定める等の措置を講ずるものです。

<政令の詳細については、以下のホームページを御覧ください>
http://www.bousai.go.jp/kazan/taisaku/k404_1.htm

本件問合せ先：

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）

参事官補佐 滝澤

主査 中村

電話：5253-2111（内線51293、51318）